

水質自動測定装置による毎日検査結果（令和7年度）

	測定地点	遊離残留塩素濃度 [mg/L]											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	白鳥諏訪公園	0.35	0.35										
2	上下水道局久末ポンプ場	0.37	0.37										
3	向原の丘公園横	0.44	0.44										
4	入江崎水处理センター	0.41	0.37										
5	蔵敷公園横	0.57	0.57										
6	新川崎ふれあい公園	0.42	0.41										
7	等々力緑地	0.52	0.50										
8	久地の里公園前	0.50	0.49										
9	虹ヶ丘南公園	0.42	0.43										
10	上下水道局稲田取水所	0.52	0.50										
11	殿町いこいの家	0.43	0.41										
12	麻生市民館岡上分館	0.44	0.43										
13	百合丘こども文化センター	0.42	0.41										
14	上下水道局長尾加圧ポンプ所	0.51	0.50										
15	多摩区道路公園センター	0.45	0.45										
16	川中島公園	0.45	0.42										
17	上下水道局京町ポンプ場	0.47	0.44										
18	上下水道局加瀬水处理センター	0.45	0.45										
19	犬蔵くすのき公園	0.45	0.42										
20	新百合丘西調整池	0.45	0.45										

各地点の結果は、毎日午前9時のデータの 1ヶ月分の平均値です。

水道法施行規則により、全ての給水栓水において遊離残留塩素濃度が、0.1mg/L以上であることと規定されています。

上記全ての検査地点において、色度は1度未満、濁度は0.1度未満であることを毎日確認しています。（水道水質基準は、色度5度以下、濁度2度以下）